

**【事例 15】**電離放射線健康診断を必要な時期や、必要回数の実施をしていない場合。

○**指導事項**:電離放射線健康診断は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回実施する必要があります。必要な時期に適切に実施するようにすること。

○**根拠法令**:電離放射線障害防止規則第 56 条、人事院規則第 26 条 健康診断、RI法施行規則第 22 条 健康診断  
労働安全衛生規則第 43 条 雇入時の健康診断、労働安全衛生規則第 44 条 定期健康診断  
労働安全衛生規則第 45 条 特定業務従事者の健康診断  
基発第 253 号第 3 細部事項 23 健康診断(電離則第 56 条関係)

<関係法令・通知等>

### 電離放射線障害防止規則第 56 条 健康診断

1 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。

3 第 1 項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年 1 年間に受けた実効線量が 5mSv を超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する 1 年間に受ける実効線量が 5mSv を超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5 事業者は、第 1 項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない

### 人事院規則第 26 条 健康診断

1 放射線業務従事職員に係る規則 1014 別表第三第二号に掲げる業務に係る同規則第 19 条第 1 項の健康診断及び同規則第 20 条第 2 項第二号の特別定期健康診断(次条第 1 項の規定によるものを除く)の検査の項目は、次に掲げるものとする。

- 一 被ばく経歴の評価
- 二 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

#### 四 白内障に関する眼の検査

#### 五 皮膚の検査

2 前項に規定する規則 1014 第 19 条第 1 項の健康診断については、使用する線源の種類等に応じて前項第四号に掲げる検査項目を省略することができる。

3 第 1 項に規定する特別定期健康診断は、その業務に従事した後 6 月を超えない期間ごとに 1 回行わなければならない。

4 第 1 項に規定する特別定期健康診断の検査項目のうち同項第二号から第五号までに掲げる検査項目については、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の前年度の実効線量が 5mSv を超えず、かつ、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の実効線量が 5mSv を超えるおそれのない職員にあっては、医師が必要と認めるときに限りその全部又は一部を行うものとし、それ以外の職員にあっては、医師が必要でないとき、その全部又は一部を省略することができる。

### RI法施行規則第 22 条 健康診断

1 法第 23 条第 1 項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く)に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。

二 前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った後は 1 年を超えない期間ごとに行うこと。

三 前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのあるとき。

四 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

五 問診は、次の事項について行うこと。

イ 放射線(1 メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びX線を含む。次のロ及び第 23 条第一号において同じ)の被ばく歴の有無

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

六 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目(第一号に係る健康診断にあっては、イ及びロの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 法第 23 条第二項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 健康診断の結果については、健康診断の都度次の事項について記録すること。

イ 実施年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 健康診断を行った医師名

## 二 健康診断の結果

### ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置

二 健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前号の記録の写しを交付すること。

3 第一号の記録(第26条第1項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む)を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を5年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

## 労働安全衛生規則第43条 定期健康診断

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

### 一 既往歴及び業務歴の調査

### 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

### 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力をいう。次条第1項第三号において同じ。)の検査

### 四 胸部エックス線検査

### 五 血圧の測定

### 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第1項第六号において「貧血検査」という。)

### 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査(次条第1項第七号において「肝機能検査」という。)

### 八 低比重リポたん白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポたん白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第1項第八号において「血中脂質検査」という。)

### 九 血糖検査

### 十 尿中の糖及びたん白の有無の検査(次条第1項第十号において「尿検査」という。)

### 十一 心電図検査

## 労働安全衛生規則第44条 定期健康診断

1 事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

### 一 既往歴及び業務歴の調査

### 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

### 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

### 四 胸部X線検査及び喀痰かくたん検査

### 五 血圧の測定

### 六 貧血検査

### 七 肝機能検査

### 八 血中脂質検査

### 九 血糖検査

## 十 尿検査

## 十一 心電図検査

2 第1項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3 第1項の健康診断は、前条、第45条の2又は法第66条第2項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第1項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(1000Hz又は4000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができる。

### 労働安全衛生規則第45条 特定業務従事者の健康診断

1 事業者は、第13条第1項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、第44条第1項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、1年以内ごとに1回、定期的に、行えば足りるものとする。

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第44条第1項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第44条第2項及び第3項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第3項中「一年間」とあるのは、「6月間」と読み替えるものとする。

4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第44条第1項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(1000Hz又は4000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができる。

### 基発第253号第3細部事項23 健康診断(電離則第56条関係)

(1)本条に規定する健康診断は、放射線業務に従事する労働者の健康状態を継続的に把握することにより、当該労働者に対する労働衛生管理を進めるために行うものであること。

(2)第1項において、旧電離則では、眼及び皮膚が局所的に被ばくする可能性が高いことから、定期の健康診断における白内障に関する眼の検査及び皮膚の検査について、3月以内ごとに1回行うこととしていたが、近年、放射線業務従事者の被ばく線量は大幅に減少してきており、眼及び皮膚に確定的影響が生じるおそれがある状況がきわめて少なくなってきたことから、今回の改正で6月以内ごとの検査としたこと。

(3)第1項において、雇入れ又は放射線業務に配置替えの際に、放射線業務歴の有無にかかわらず原則として各号に掲げる検査を行わせることとされているのは、労働者が放射線業務に従事した後において、放射線による影響と同種の影響が生じた場合に、それが放射線業務に起因するものかどうかを判断する上で、また、当該労働者が放射線業務に従事した後において当該放射線業務に従事することによってどの程度の影響を受けたかを知る上で、必要とされることによるものであること。

(4)第1項第一号については、放射線業務従事者の被ばく線量が大幅に減少してきていることを踏まえ、今回の改正で、第3項及び第4項において被ばく線量に応じて医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに

規定する検査の一部又は全部を省略でき、又は行うことを要しないとされたところであるが、その省略等の可否を適切に判断できるように、放射線業務従事者の「自覚症状の有無」を新たに調査項目として加えることとしたこと。なお、「その評価」を加えたのは、本号の項目によって、同項第二号から第五号までに規定する検査の省略等の可否を判断するものであることを明確にしたものであること。

(5)第2項において、雇入れ又は放射線業務に配置替えの際の健康診断において、使用する線源の種類等に応じて眼の検査を省略することができることとしたのは、白内障が生じるおそれがある線源の種類等が限定されているためであること。その線源の種類等には、中性子線源(中性子線が発生する装置を含む。)及び眼に大量のX線又はγ線を受けるおそれがある状況下でのこれら放射線の発生装置があること。それ以外の場合は、事故等による場合を除き、白内障が生じるおそれはほとんどなく、仮に事故等が起こっても、放射線による白内障が遅発性の障害であることにかんがみ、事故等が起こった時点で医師の診察を受ければ、その診察が上記(3)の役割を十分に果たすことができること。なお、本項の眼の検査の省略の可否は線源の種類等で決定されることから、事業者が判断すれば足りるが、「被ばく歴の有無の調査及びその評価」の結果、医師が眼の検査の実施が必要と認めた場合には、実施すべきものであること。

(6)第3項については、第1項の定期健康診断では管理区域内で常時放射線業務を行うすべての労働者に対して第1項第一号から第二号までの検査について原則実施する必要があるが、第1項第一号の検査の結果、第1項第二号から第五号までの検査の一部又は全部について医師が実施する必要がないと認めた労働者については、事業者は、当該検査を省略することができること。

(7)第4項については、定期健康診断日の属する年の前年「1年間」(事業者が事業場ごとに定める日を始期とする1年間)に受けた実効線量が5mSvを超えず、当該定期健康診断日の属する「1年間」に5mSvを超えるおそれのない労働者に対しては、定期健康診断は原則第1項第一号のみを行えばよく、第1項第一号の検査の結果、第1項第二号から第五号までの検査の一部又は全部について医師が必要と認めるときに限り当該検査を実施すれば足りるものであること。

なお、定期健康診断日の前年「1年間」が平成13年4月1日以前の時期を含む場合は、当該時期の実効線量当量については実効線量とみなして差し支えないこと。

(8)第4項の「5mSvを超えるおそれのない」ことの判断に当たっては、個人の被ばく歴及び今後予定される業務内容、管理区域への立入りの程度、作業環境測定の結果等から合理的に判断すれば足りるものであり、事故の想定等過大な安全率を見込むことを求める趣旨ではないこと。

(9)第1項第一号の調査項目、第2項から第4項までの健康診断の省略等の可否の判断については、別途示す基準を参考にすること。

(10)第5項の「前回の健康診断後に受けた線量」について、前回の健康診断が平成13年4月1日以前の時期に行われた場合は、当該時期から平成13年3月31日までに受けた実効線量当量又は組織線量当量は、それぞれ実効線量又は等価線量とみなして差し支えないこと。

(11)第5項の「これを計算によっても算出することができない場合」とは、事故が発生し、第45条第2項の規定による線量の計算ができない場合等をいうこと。

このような場合は、事故の状況、事故現場に労働者がとどまっていた時間等を医師に示す必要があること。

**※保健所よりお願い**

電離放射線健康診断は、放射線業務に従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、ほとんどの医療機関で年2回実施して頂いておりますが、雇入れ又は当該業務に配置替えの際の電離放射線健康診断の実施をなされていない医療機関が多く見受けられます。

雇入れ又は配置替えの際の電離放射線健康診断は、その職員が放射線業務に従事する前のベースラインとなりますので、必ず実施するようお願いいたします。

健康診断の時期は、6月以内となっておりますが、毎年前倒して実施する必要はありません。

定期の健康診断は、定期的にその時期に実施していただければよいです。



令和4年2月15日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成